

重要事項説明書
障がい福祉サービス

合同会社 AKASHI
ナイスケア

障がい福祉サービス事業 重要事項説明書

1 事業所の概要

名 称	合同会社 AKASHI
法 人 種 別	合同会社
法 人 所 在 地	〒674-0057 明石市大久保町高丘6丁目17-3
電 話 番 号	TEL・FAX:078-934-7898
代 表 者 氏 名	代表社員 田中 嘉明
法 人 の 沿 革 ・ 特 色	2022 年 10 月介護保険による居宅介護支援事業所開始
	2023 年 9 月介護保険による訪問介護及び介護予防訪問型サービス開始
	2025 年 3 月に障がい者自立支援法による居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業開始

2 事業所の概要

事業所の名称	ナイスケア		
事業所番号	2810502175 (令和7年3月1日 神戸市指定)		
開設年月日	令和7年3月1日		
事業所の所在地	神戸市兵庫区荒田町3丁目14—7—103		
事業所の電話番号	TEL:078—515—1805・FAX:078—515—1806		
サービス提供地域	神戸市全域		
営業曜日・時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 〔ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日)を除く〕 営業時間外の電話連絡については、携帯電話への転送等により24時間連絡が可能な体制とする。		
サービス提供時間	月曜日～日曜日 午前7時～午後10時		
当事業所が行っている 他の業務	居宅介護支援	2870503907	令和4年10月1日神戸市指定
	訪問介護	2870504012	令和5年9月1日神戸市指定
	障がい福祉サービス	2810502175	令和7年3月1日神戸市指定
	移動支援	2860511282	令和7年3月1日神戸市指定

3 訪問介護事業の目的及び運営

(1)事業の目的

合同会社AKASHI(以下「事業者」という。)が設置するナイスケア(以下「事業所」という。)において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)、重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という。))及び同行援護(以下「指定同行援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(2)運営方針

- ①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- ②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- ④事業所は障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、研修の実施等により、従業者の人権意識、利用者及び障がい児に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。
- ⑤前四項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「神戸市指定障がい福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年神戸市条例第 49 号／準用）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

4 事業所の職員体制

管理者	①職員及び業務の管理を一元的に行う ②法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1 名 (常勤)
サービス提供責任者	①利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付する。 ②居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。 ③事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。	1 名 (常勤 1 名)
訪問介護員	居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。	6 名 (非常勤 3 名)

5 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2)知的障がい者(18歳未満の者を除く)
- (3)障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)
- (4)精神障がい者(18歳未満の者を含む)

② 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2)障がい児(18歳未満の身体障がい者のみ)

③ 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)視覚障がいを有する身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2)視覚障がいを有する障がい児(18歳未満の身体に障がいのある児童のみ)

6 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1)居宅介護計画等の作成

(2)身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院介助(事業所の従業者自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)

キ その他必要な身体介護

(3)家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4)重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5)同行援護に関する内容

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(6)通院等乗降介助

通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)

(7)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(6)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

7 利用者及び障がい児の保護者から重量する費用の額等

(1)提供する居宅介護、重度訪問介護、同行援護の料金とその負担額について

① 利用負担額は、総単位に処遇改善加算Ⅱを加算した合計金額により請求いたします。

② 初回加算がサービス費の算定に加算されます。

新規又は過去 2 ヶ月以上当事業所から居宅介護、重度訪問介護、同行援護を受けておらず提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」を作成し、従業者がサービスの提供を開始した日又は開始した日に属する月にサービス提供責任者が自らサービス提供するか、又はサービス提供責任者が従業者に同行して指導した場合には、初回加算が算定されます。

③ 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には所得区分ごとの負担上限額(世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額を設定)に応じて、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

居宅介護サービスの負担額の計算方法

- ① (ア) 総単位数×単位数単価(10.72)の1割及び2割
 (イ) 総単位数×処遇改善加算Ⅱ(44.1%)の1割及び2割
 (ア)と(イ)の合計がご利用負担額になります

	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
身体介護	256	約395	404	約623	587	約906	669	約1,033
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		以後30分毎に加算			
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額		
	754	約1,165	837	約1,292	83	約128		

	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
家事援助 通院介助等(身体介護を 伴わない場合)	106	約163	153	約235	197	約304	239	約368
	1時間15分以上 1時間30分未満		以後15分毎に加算					
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額				
	275	約424	35	約53				

	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
通院介助 (身体介護を伴う場 合)	256	約395	404	約623	587	約906	669	約1,033
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		以後30分毎に加算			
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額		
	754	約1,165	837	約1,292	83	約128		

重度訪問介護サービスの負担額の計算方法

① (ア) 総単位数×単位数単価 (10.72) の1割及び2割

(イ) 総単位数×処遇改善加算Ⅱ (36.7%) の1割及び2割

(ア) + (イ) の合計がご利用負担額になります

② 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に100分の15、障がい程度区分6に該当されれば、100分の8.5が加算されます

利用料金の目安は、次表のとおりです。

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
186	203 円	277	303 円	369	404 円	461	505 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		3 時間 30 分以上 4 時間未満			
単位数	利用者負担額	単位数	利用 料	単位数	利用者負担額		
553	606 円	644	705 円	736	806 円		
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 12 時間未満			
単位数		利用者負担額		単位数		利用者負担額	
821 単位 (4 時間まで) に 30 分増すごとに +85 単位		1, 202 単位に 30 分増すごとに 124 円加算		1, 505 単位 (8 時間まで) に 30 分増すごとに +85 単位		2, 205 単位に 30 分増すごとに 124 円加算	
12 時間以上 16 時間未満				16 時間以上 20 時間未満			
単位数		利用者負担額		単位数		利用者負担額	
2, 184 単位 (12 時間まで) に 30 分増すごとに +80 単位		3, 200 円に 30 分増すごとに 116 円加算		2, 834 単位 (16 時間まで) に 30 分増すごとに +86 単位		3, 106 円に 30 分増すごとに +126 円加算	
20 時間以上 24 時間未満							
単位数		利用者負担額					
3, 520 単位 (20 時間まで) に 30 分増すごとに +80 単位		5, 158 円に 30 分増すごとに 116 円					

同行援護サービスの負担額の計算方法

① (ア) 総単位数×単位数単価 (10.72) の1割及び2割

(イ) 総単位数×処遇改善加算Ⅱ (40.2%) の1割及び2割

(ア) + (イ) の合計がご利用負担額になります

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	191	約 287	約 574	約 861
30分以上 1時間以上	302	約 453	約 906	約 1360
1時間以上 1時間30分未満	436	約 654	約 1,309	約 1,964
1時間30分以上 2時間未満	501	約 752	約 1,505	約 2,257
2時間以上 2時間30分未満	556	約 836	約 1,672	約 2,508
2時間30分以上 3時間未満	632	約 857	約 1,714	約 2,571
3時間以上 30分毎に加算	697	約 949	約 1,899	約 2,849
30分毎に加算	66	約 99	約 198	約 298

次に該当する場合、初回加算がサービス費の算定に加算されます。

〈初回加算〉新規又は過去2ヶ月以上当事業所から訪問介護サービスを受けていない利用者に対して、訪問介護計画を作成し、従業者がサービスの提供を開始した日又は開始した日に属する月にサービス提供責任者が自らサービス提供するか、又はサービス提供責任者が従業者に同行して指導した場合には、初回加算が算定されます。

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	300円	600円	900円

① 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障がい児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

② 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障がい児の保護者に対して交付するものとする。

③ 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用

した場合は、その実費を利用者及び障がい児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道10km未満 500円

(2) 事業所から片道10km以上 1,000円

④キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡下さい。

キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記の料金をいただきます。

キャンセル料	ご利用 12 時間前までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です
	ご利用 12 時間前までにご連絡がなかった場合	1 提供あたり、1000 円を請求いたします。
	※ただし、ご利用者の病変、急な入院等の場合、キャンセル料は請求いたしません	

⑤ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障がい児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者の同意を得るものとする。

⑥ 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障がい児の保護者に対し交付するものとする。

8 利用者負担額等に係る管理

事業所は、利用者及び障がい児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障がい福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

9 緊急時及び事故発生時等における対応方法

① 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

② 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

③ 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

③ 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

10 個人情報の保護

1 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護

に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

11 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表社員 田中 嘉明
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13 ハラスメント防止対策について

- (1) ハラスメント防止に関する責任者を選定しています。

ハラスメント防止に関する責任者	代表社員 田中 嘉明
-----------------	------------

- (2) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (3) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (4) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年 1 回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 事故発生時の対応及び損害賠償

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医又は関係医療機関、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

またサービス提供にともない、当事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害賠償を補償します。

なお本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

保 険 名 損償責任保険

補償の概要 事業所の訪問介護員が利用者の家財を壊してしまったとき
利用者にケガをさせたとき

17 障がい福祉サービスに対する要望又は苦情

- (1) 当事業者の障がい福祉サービス及び当事業者が作成した居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービス内容に関すること、訪問介護員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

当事業所 ナイスケア

相談担当者 代表社員 田中 嘉明

所在地 神戸市兵庫区荒田町 3 丁目 14-7-103

T E L 078-515-1805

F A X 078-511-6865

ご利用時間帯 月曜日から土曜日(ただし 8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を
除く)

午前 9 時から午後 6 時まで

- (2) 次の行政機関においても苦情相談を受け付けております

①神戸市保健福祉局 介護指導課

所在地 〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1

電 話 078-322-6326

FAX 078-322-6762

受付時間 8:45～12:00 13:00～17:30(平日)

②兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒651-0062

神戸市中央区坂口通2丁目 1-1 兵庫福祉センター内

電 話 078-242-6868

FAX 078-271-1709

受付時間 10:00～16:00(平日)

Eメール:tekiseika@hyogo-wel.or.jp

居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスの利用にあたり、利用者及び利用者家族に対し重要事項説明書の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

(事業者名) 合同会社 AKASHI
ナイスケア

利用者

(利用者または立会人)

令和7年3月1日 制定